



上告状兼上告受理申立書

平成28年11月1日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人訴訟代理人

弁護士 太 田 達 也



弁護士 重 藤 雅 之



〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階
上告人兼上告受理申立人 豊 田 泰 史

〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階
あすか綜合法律事務所 (送達場所)
電話 073-433-3980 FAX 073-433-3981

上告人兼上告受理申立人訴訟代理人

弁護士 太 田 達 也

弁護士 重 藤 雅 之

〒640-8152 和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201
被上告人兼相手方 吉 田 益 夫

損害賠償請求等上告及び上告受理申立事件

訴訟物の価額 金2,150,000円

貼用印紙額 金32,000円

上記当事者間の大阪高等裁判所平成27年(ネ)第1268号損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件について、平成28年10月20日に言渡された判決は一部不服であるから、上告提起と上告受理申立てをする。

原判決の表示

主 文

- 1 一審被告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
- 2 (本訴)
 - (1) 一審被告は、一審原告に対し、55万円及びこれに対する平成26年2月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 一審原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 (反訴) 一審被告の請求を棄却する。
- 4 一審原告の控訴を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを10分し、その1を一審被告の負担とし、その余は一審原告の負担とする。
- 6 この判決は、2項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

省 略

上 告 の 趣 旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上告受理申立ての趣旨

- 1、本件上告を受理する。
- 2、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上告の理由及び上告受理申立ての理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

添付書類

- 1、訴訟委任状 2通

以 上